

2 議案第47号関係

おいらせ町職員定数条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現行		
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		
区分		定数	区分		定数
町長の事務部局の職員	一般職員	144人	町長の事務部局の職員	一般職員	144人
	国民健康保険 おいらせ病院 の職員	<u>62人</u>		国民健康保険 おいらせ病院 の職員	<u>58人</u>
議会の事務部局の職員		4人	議会の事務部局の職員		4人
教育委員会の事務部局の職員		23人	教育委員会の事務部局の職員		23人
農業委員会の事務部局の職員		4人	農業委員会の事務部局の職員		4人
合計		<u>237人</u>	合計		<u>233人</u>
2 前条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数の外にあるものとする事ができる。			2 前条第1号から第3号まで又は第6号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数の外にあるものとする事ができる。		